

地域支援・医薬品供給対応体制加算について

①後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進に関する取り組みについて

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

②医薬品の共有体制について

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向け取り組んでいます。

医薬品の供給不足等が発生した場合は、医薬品の処方等の変更に関して、適切な対応ができる体制を整備しています。

③医薬品の供給不足への対応について

一部の医薬品について、供給状況により、同等の有効成分を含む医薬品への変更や、代替薬の提案を行う場合があります。

④処方内容変更に伴う説明

処方内容が変更となる可能性がある場合には、医師又は薬剤師等より説明いたします。

ご不明な点やご心配なことなどありましたら医師又は薬剤師、病棟職員までご相談ください。

令和8年6月1日
千嶋病院